

主な内容

- 阪神大震災義援金・救援物資
- 中原中也記念館開館1周年
- 認定農業者制度

市民交通災害共済受付中

毎月15日は、お年寄りの交通安全日
思いやりみんなですすめる交通安全
交通事故状況(1月)

- 発生件数43(累計43/前年比-5)
- 死亡者2(累計2/前年比+1)
- 負傷者44(累計44/前年比-11)

●発行/山口市役所 〒753 山口市亀山町2-1 ☎0839-22-4111 ●編集/企画財政部広報広聴課 ●印刷/山口印刷工業(株)

やまぐち



竹の輪をくぐりすがすがしい春を

2月3日は節分。この日、古熊神社では古くから伝わる「すがぬけ」の神事がありました。この「すがぬけ」の神事は、2月4日の立春を前に、竹の輪をくぐり抜けて心身を清め、すがすがしい気持ちで新しい春を迎えようというものです。

輪の直径は約2mで、フジのかずらとカヤが巻きつけられています。訪れた親子連れはこの輪を次々にくぐり、春を待つ晴れやかな顔をしていました。

2/15
1995年No.1142

■再生紙(古紙混入率80%)利用の市報です。
(上段は、平成7年2月1日現在、下段は今年1月1日との比較)





阪神大震災（兵庫県南部地震）

義援金・救援物資に

ご協力ありがとうございます

戦後最大の被害をもたらした阪神大震災に対し、多くの市民の方や企業など、また市外の方からも善意の義援金や救援物資をお寄せいただきました。

ご報告を兼ねて厚くお礼申し上げます。

なお、義援金につきましては4月17日まで受け付けております。皆様の温かいご支援をお願いします。

義援金は

四月十七日まで受け付けています

日本赤十字社山口県支部山口市地区（事務局 山口市役所社会課）へも多額の義援金がお寄せられています。市役所、各出張所で受け付け、社会課をつうじて日本赤十字社に振り込んだ義援金は、二月三日現在、四百八十二万八千七百二十一円です。引き続き皆様の温かいご支援をお願いします。

救援物資

市では一月十九日から二十五日まで救援物資の受け付けをしました。この間、約百人の方から、毛布・ふとん類、紙おむつ、カイロ、タオル、食品などをお寄せいただき、箱詰めや包みにして百九十一個になりました。

兵庫県対策本部への運送は山口県トラック協会と岡山県貨物運送（株）のご協力により、二十六日午後二時に四ト



ントラックで市役所を出発しました。

出発式で佐内市長は「市民の皆様の善意の品です。事故に気をつけて搬送してください」と激励、トラックは翌日午前十時に到着、無事送り届けることができました。

なお、救援物資のうちビニールシートなどにつきましては、県をとおして二十三日に被災地へ送りました。

これからの

救援物資の

相談は

今後の救援物資については、山口県消防防災課で相談を受けています。

(☎083913312367)

受付時間は、午前八時半から午後八時まで、当分の間、土・日曜、祝日も受け付けています。

また、同課では被災者の安否を気遣う関係者からの問い合わせにも応じています。

(☎083912010110)

山口市では被災者の方の受け入れを行っています

山口市にも被災者の方が縁者を頼って来られるようになりました。その方たちのために市役所

では次の救済事務を行っています。

○宮野北恋路市営住宅の確保をしています（建築課）

○高齢者や障害者の福祉施設を確保しています（高齢障害課）

○生活関連物資の援助をします（社会課）

○就学・就園の援助をします（学校教育課）

○水道料金の免除をします（水道局）

○下水道料金の免除をします（下水道管理課）

○市の施設を使って被災者救援コンサートなどを開催される場合、使用料を減額免除します（各施設）

詳しい内容についてのお問い合わせは、

☎市役所代表2214111から各担当課へ

水道局は☎2210004です。

山口県議会議員一般選挙

立候補届け出の説明会

四月九日（日）に予定されている山口県議会議員一般選挙に立候補される方の、立候補届け出の手続き及び選挙公営の手続きなどについて「事前説明会」を次のとおり行います。

○日時 三月七日（火）

○場所 市役所第六会議室

○当日は、届け出用紙等もお渡ししますので、関係者は必ずご出席ください。

○午前十時から午後二時まで

○二階

00170・6・1020

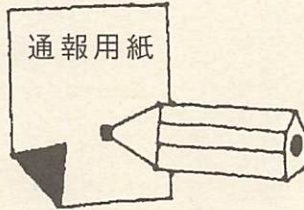
12へ

110番福祉ファックス 運用開始

身体障害者等を対象とする全国初の「110番福祉ファックス」が一月十日、運用開始され、ファックスから110番するだけで送信できるようになりました。

たの「1、1、0」と簡単になり、使用料金も無料になりました。
もし、事件や事故などが発生した場合には、通報用紙に内容を記入して、「1、1、0」をダイヤルし、送信してください。そうすれば、県警察本部

従来の身体障害者等を対象とする福祉ファックス制度は、六けた(25-1110)をダイヤルする必要があり、通話料金も利用者の負担になっていました。
新しい「110番福祉ファックス」は、ダイヤルが三ヶ



部の通信指令室が、そのファックスを受け取り、直ちに最寄りの警察署やパトカーに無線で指令して、事件や事故の処理にあたります。
なお、110番でのファックス受け付けができない機種がありますので、その時は、25-1110に送信してください。利用料金はかかりません。



中原中也記念館 開館1周年

湯田温泉一丁目に昨年2月オープンした中原中也記念館。おかげさまで、開館1周年を迎えることができました。

オープン以来、好調な出足で入館者が増加し、昨年10月28日に5万人を突破。1年間で、約6万5,000人が訪れています。

同館では、1周年を記念して、2月18日(土)・19日(日)は入館料が無料になります(時間は午前9時～午後5時)。

また、次のとおり、「伊藤比呂美ライブ」も行われます。

山口とんでもナイト・スペシャル 詩人・伊藤比呂美ライブ

- 期日 2月28日(火)
- 時間 午後7時
- 場所 ニューメディアプラザ山口
- 入場料 無料
- 主催 ぶちええ山口を広める会
平成DADA
- 共催 中原中也記念館

電話相談



親の声 子どもの声



昨年、全国各地でいじめによる自殺事件等が発生し、大きな社会問題となつて以来、従来の相談電話への、いじめについての相談件数も増加してきました。
県教育委員会では、いじめに対する相談体制の充実を図るため、庁内に「いじめ110番」(☎23-2264)を設置、児童生徒や保護者等からの相談を、一月十日からスタートさせました。
ここでは、県教育委員会の「いじめ110番」をはじめ、市教育委員会や県警察本部で行っている、青少年問題についての相談ダイヤルの紹介をします。

相談ダイヤルでは、いじめに関すること、勉強のこと、学校のこと、家庭生活のこと、身体のこと、友だちのこと、その他の問題で悩んでいる、児童・生徒・保護者・教師の相談をお受けしています。

いじめ110番
23-2264

- 設置場所 県教育庁指導課
- 相談日 月曜日～金曜日
- 相談時間 午前8時30分～午後5時15分
- 相談員 指導主事(生徒指導係)



ふれあいテレホン
23-2201

- 設置場所 県教育庁指導課
- 相談日 月曜日～金曜日
- 相談時間 午前8時30分～午後5時15分
- 相談員 電話相談員

山口市教育相談電話
22-3749

- 設置場所 市教育委員会学校教育課
- 相談日 月曜日～金曜日
- 相談時間 午前9時～午後4時30分
- 相談員 教育相談員

ヤングテレホンやまぐち
25-5150

- 設置場所 県警察本部少年課
- 相談日 月曜日～金曜日
- 相談時間 午前8時30分～午後5時15分
- 相談員 少年相談専門員

いじめホットライン
25-5150

- 設置場所 県警察本部少年課に設置の「ヤングテレホンやまぐち」を使用して実施
- 相談日 月曜日～金曜日
- 相談時間 午後5時15分～午後9時
- 相談員 婦人補導員、少年課員

※「いじめホットライン」については、二月十七日以降の開設は未定です。
■いじめの相談ダイヤルも、夜間や土・日曜、祝日等は、留守番電話で対応します。

農業・農村の活性化をめざして

認定農業者制度

今日の農業・農村は、農産物の輸入自由化や高齢化・過疎化による担い手不足、農村活力の沈滞など深刻な問題を数多く抱えています。

農業・農村が直面しているこのような課題に対処するため、国は「新政策」を公表し、その具現化に向けて「農業経営基盤強化促進法」「特定農山村法」を平成五年に施行しました。

「新政策」は、魅力ある農業経営体を育成し、農業の健全な発展を図ることをねらいとしています。

農業経営の改善を！

太郎 認定農業者制度とは、どんな制度なんだい。

次郎 それはね。規模拡大をはじめ、経営の集約化・複合化などによって経営の改善を図ろうとする農家を支援する制度なんだ。

太郎 認定農業者になるためには、年齢の制限があるのかい。

次郎 農業に意欲のある人なら年齢制限はないよ。

太郎 経営規模は、どれくらいあればいいのかな。

次郎 特にこれといった制限はないんだ。

ばならないということだけど、そんな計画、自分一人ではできるかなあ。

次郎 心配はいらないよ。市の農政課が相談窓口となって農業委員会や農協・農業改良普及センターも計画の作成に助言や指導など応援してくれるよ。

太郎 安心したよ。それで、計画を立てたらどうしたらいいんだい。

次郎 その計画を市（農政課）へ提出して認定を受けるんだよ。

太郎 認定されたらどうなるんだい。

次郎 計画の目標達成に向けて、関係機関・団体からいろいろな支援を受けることができるよ。

太郎 支援が受けられると言っても具体的には、どのようなものがあるんだい。

次郎 例えば、目標達成のために資金が必要になった場合には、長期・低利の農業漁業金融公庫の資金等が借りやすくなるんだ。また、ほかにもあるから市に相談するといよ。

太郎 つまり、やる気のある人のための制度なんだね。

次郎 そうだね。太郎君にはピッタリの制度だよ。

太郎 よーし。僕もこれから経営の見直しをしてみよう。



認定農業者のメリット

▲規模拡大が行いやすくなります。

▲長期・低利の制度資金が借りやすくなります。

▲農林漁業金融公庫資金等の貸し付けについて配慮がされます。

▲税制上、有利な面があります。（経営面積を一定以上拡大すると、農業用の機械や施設の減価償却費を二〇％まで割増しして必要経費に計上することができま）

農業者年金 老後の生活設計をゆとりと安心を

国の法律に基づく制度で高率の国庫補助があり、将来、安心して頼れる年金です。

物価スライド（毎年）および所得スライド（五年ごと）により受け取る年金額が引き上げられますので、物価が上がっても年金額は目減りしません。

農業者年金は、農業経営の若返りや規模拡大等に大変役立つ、農業経営を移譲した後の生活設計に安心とゆとりを与えます。

加入者数は左表のとおりです。農業経営主や農業後継者で未加入の方は一日も早く加入しましょう。

農業者年金（経営移譲・老齢）受給者 並びに被保険者数 平成6年8月現在（単位：人）

地区名	受給者		被保険者		意
	経営移譲	老齢年金	当	任	
仁保	57	20	11	11	11
小鯖	30	8	7	7	1
大宮	22	19	5	5	1
山口	13	5	7	7	1
吉敷	3	5	1	1	1
平川	7	5	2	2	1
大蔵	20	11	3	3	1
陶	6	10	1	1	1
鑄銭	22	4	5	5	1
名田	24	6	9	9	5
秋穂	20	8	11	11	2
嘉川	44	11	9	9	2
佐山	14	8	6	6	1
合 計	10	2	4	4	2
合 計	292	122	79	79	26

現況届けは毎年一回必ず提出してください

農業者年金受給者（経営移譲並びに老齢年金）は、引き続き年金を受けるために「受給権者現況届」を三月末日までに農業者年金基金へ提出しなければなりません。

現況届けの用紙は、二月下旬までに農業者年金基金より受給者あてに送付されますので、市役所または最寄りの出張所で生存の証明を受けた後、農業委員会事務局へ本人またはご家族の方がご持参ください。

現況届けを提出しないと年金の受給が停止しますので、ご注意ください。

「全国農業新聞」を購読しましょう

- 発行日 ▶ 毎週金曜日
- 発行所 ▶ 全国農業会議所
- 購読料 ▶ 1か月600円
- 申し込み ▶ 市農業委員会へ



県農業会議 副会長に
就任して



山口市農業委員会
会長 中尾昭藏

山口県農業会議第七十九回総会において、はからずも副会長に選出され、このうえもない光栄と存じ、感激いたしております。同時にその任務の重大さを痛感するものであります。今日、わが国の農業を取り巻く情勢は、需給不均衡による価格の低迷に伴い、低コスト化、高品質化、安全性の高い農産物生産などの要求が高まり、一方では後継者不足、担い手の高齢化など大変厳しい状況にあります。

こうした情勢の中で、国は「新政策」に即した施策の充実・推進と国内対策の整備に向けた検討に着手しており、県・市におかれましても、農業経営基盤強化促進法による「基本計画」の策定など具体的な方策が示されつつあります。我々は、農業・農業者の公的代表機関として、農業者が希望と誇りが持てる農業・農村の基本政策の確立とその推進に全力を挙げなければならぬと思っております。よろしくお願いいたします。

農地の転用には
許可が必要

なぜ、農地の転用には許可が必要なのでしょうか。

農地は住居・道路などに転用されずと、二度と農地としての利用は不可能になります。

乱開発などにもつながらる無計画な転用や無断転用は、地域の農業・農地に大きな迷惑にもなります。それだけに農地を農地以外に利用する際には、計画的な土地利用を考慮して進める必要があります。

農地転用の許可制度は、こういう課題を背景に、農業生産のための優良な農地を確保

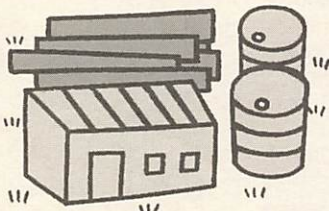
対象の土地が農地であるかどうかは、
現況で判断されます。

地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性がある限り農地です。また地目が農地でなくても肥培管理がされていれば、農地とみなされ、転用には許可が必要です。



一時的な農地転用にも
許可が必要です。

一時的な資材置き場、作業員宿舎、砂利採取場などにする場合は、農地転用になります。



無断転用(許可を得ない転用)には、
厳しい措置が講じられます。



許可を得ない転用者には、都道府県知事が工事等を中心として農地に復元させることができます。

- 1 目的実現の確実性(資金計画等)
- 2 計画面積は目的実現のため最小限度であること
- 3 周囲の農地へ影響が少ないこと
- 4 排水先の水利権者の同意があること
- 5 隣接農地に被害を及ぼさないよう必要な措置がとられていること
- 6 転用により離農される耕作者に対し妥当な措置がとられていること
- 7 一時転用の場合、終了後に原状回復の措置が適切に行われるものであること
- 8 転用地内に道路・水路がある場合、その代替施設または用途廃止により著しく影響を及ぼさないこと
- 9 土地改良事業の受益地区内では影響が少ないよう措置されていること

※農地の転用とは・・・農地を住宅、工場用地、道路、山林などの農地以外の用地に転換することです。

過去5年間の農地転用状況(単位: ha)

年度	転用面積	用途別				
		住宅	工業	植林	商業他	公共
元	50.1	18.7	5.0	2.3	12.9	11.2
2	46.5	23.6	6.7	0.1	10.0	6.1
3	67.0	21.8	13.8	1.3	15.0	15.1
4	37.2	21.6	0.2	0.5	9.7	5.2
5	37.8	17.5	1.4	1.1	10.6	7.2
計	238.6	103.2	27.1	5.3	58.2	44.8
割合	(100)	(44)	(11)	(2)	(24)	(19)

法人化で
魅力ある農業経営を

なぜ今 法人化?

これから目指す農業経営体はどんな姿でしょうか? 少なくとも「他産業並みの労働時間・所得・休暇」を実現することを前提としたものです。そのためには、自分の経営内容をしっかりと把握し、これを経営発展につなげることが必要です。「法人化」、それはこのような経営を実現できる有力な選択肢です。

現状の
農業経営の多くは

- ▲簿記記帳をせず、家計と農業経営が未分離(どんぶり勘定)
- ▲家族の労働関係があいまい

法人化による
メリットは

- ▲対外的信用力の増大
 - ▲経理の義務付けにより経営内容が明確になり、計画的な農業経営が可能
 - ▲法人税適用による節税効果
 - ▲社会保険制度への加入
 - ▲制度資金の融資枠拡大
- こんな点に注意を

成功はあなただけ

- ▲経理作業に伴うコスト増
 - ▲設立時および当初は、一定の運転資金が必要
 - ▲税制面のメリットはある一定以上の収益により可能
- 法人化は経営改善の一つの手段にすぎません。大切なのは改善への努力です。
- ※その他の詳しいことは
農業委員会事務局へご相談下さい。(☎22-4111)

農地の売買・貸借のことなら

山口県農林開発公社へ

(大字後河原150-1 ☎24-0067)

山口県農林開発公社は皆さんが安心して農地の移動ができるよう農業委員と一緒に業務を推進しています。手続き、節税、諸経費の軽減等の特典もありますので、お気軽にどうぞ。

3月1日から住民票の続柄が変わります

住民基本台帳事務処理要領の一部改正により、住民票の続柄の記載方法が改められます。なお、今回の記載方法の変更は、プライバシーの保護を目的とするもので、これまでの親族関係が変わるものではありません。

区分	改正前	改正後
嫡出子	長男、二女等	子
特別養子	長男、二女等	子
養子	養子、養女	子
非嫡出子	子	子
養親	養父 養母	父 母

○問い合わせ くわしくは市役所市民課（☎22-4111内線2411）へ
仕事と家庭の両立のためのバックアップセミナー

日時	内容	講師
3月4日(土) 13:30~15:30	公開講座 山本かよの「ワーキングママ日記」	KBCテレビ「ドォーモ」リポーター 山本かよ
3月11日(土) 13:30~15:30	これだけは心得たい ビジネスマナー	NTTテレコムインストラクター 内田恵子
3月18日(土) 13:30~15:30	仕事と趣味 「人生」楽しく生きよう	山口市役所 耕地課 副参事 児玉主税
3月25日(土) 13:30~15:30	知ってるだけで得する よくわかる年金の話	JA共済連 普及部長 石川 豊

- 期間 3月4日・11日・18日・25日（毎週土曜日）
- 場所 市働く婦人の家
- 参加者 女性50人程度
- 受講料 無料
- 申し込み 3月2日（木）までに、電話で市働く婦人の家（湯田温泉五丁目1-1 ☎22-2792）へ



違法駐車防止条例 制定都市 山口市

昨年一年間の市内の交通事故状況は、発生件数が七百二十五件（前年六百六十一件）、亡くなられた方が十四人（同十四人）、負傷者七百九十三人（同七百六十一人）と、発生件数、負傷者とも増えています。これを原因別に見ますと、幹線道路上での車両相互、人対車両、自転車対車両など出会い頭の衝突によるもの、ま

交通事故ゼロを願って

た、スピードの出し過ぎや、前方の不確認など、油断が大きな事故につながっています。お互いに、交通事故がもたらす悲劇を肝に銘じ、細心の注意を払って、交通事故ゼロを目指したいものです。

本市では、山口市違法駐車等の防止条例を昨年四月一日に制定し、「違法駐車防止条例制定都市 山口市」のPRタワーを他の市町村から山口にこられたとき、よく見えるように、佐山東など五か所に設置しています。違法駐車に注意してください。

山口市市民交通災害共済

平成七年度の「市民交通災害共済」の加入受け付けを三

死亡	交通事故死亡	1,000,000円
入院	1日につき (180日限度)	1,000円
	10日以内	7,000円
	11日以上	9,000円
通院	21日以上	12,000円
	30日以上より10日増すごとに 5,000円を加算します	（最高91日以上 で47,000円）

月一日から始めます。年間わずか五百二十円で、死亡共済金百万円、幅広い交通事故に適用されます。万一に備えて家族そろって加入しましょう。現在加入している人は、平成七年三月三十一日までで共済期間が終わります。現在加入している人で、交通事故で入院・通院が新年度にわたる場合は、必ず三月末日までに継続加入されないと、新年度分は給

- ・入院は共済期間中に事故の日から180日以内の入院開始を対象とします。
- ・通院は共済期間中に事故の日から180日以内の下記の場合を対象とします。
 - 1.実通院日
 - 2.以下のア～ウのすべての条件を満たす非通院期間
 - ア.傷病名が「骨折・脱臼または腱断裂」であること
 - イ.傷病部位が「鎖骨・肋骨・脊椎・骨盤骨・下肢（足指をのぞく）」のいずれかであること
 - ウ.ギプス固定などの固定具を装着していること

付が受けられなくなり。☆加入できる人 市内に居住または勤めている人（学生は市外在住でも加入できます）☆掛金 一人年額五百二十円（二人一口に限りません）途中加入は、一か月四十五円の月割りです。掛金は、年末調整のときに所得控除の対象になります。☆問い合わせ 市生活環境課交通安全担当（☎22-41411内線2431）へ

同和問題を考える



平成六年度の総務庁主催の「同和教育に関する指導者養成研修会」で高知市から「集まる学習」への移行には、発案、組立、工夫、促進、実行の五つのポイントに

同和問題を考える



すでによく知られていることですが、いわゆる「地対財特法」が五年間延長されてから、今年で三年目が終わろうとしています。

「集める学習」から

「集まる学習」へ

配慮しなければならない。その中で発案と実行は住民で、後の三つは行政の仕事である」という提案があったようです。

適切な提案であるといえるでしょう。山口市でも最近の二年間の研修会や推進大会は、人々に自主的に参加してもらう「集まる学習」となるように、工夫しながら進めてきたところがあります。

また、この三月五日に開催することが予定されている、指定地域の大地地区人権学習推進大会は公民館と人権学習推進協議会が内容を工夫して組み立て、「集める学習」とならないように、住民の参加を促しておられ、多くの人々の参加が望まれています。

「集める学習」から「集まる学習」への移行は、一朝一夕には行かない点がありますが、同和教育が系統的に進められてからすでに二十五年になります。今後は自分の意志で研修しようという方向に進むことが求められるのではないのでしょうか。

催し物とお知らせ

国有地の売り払い

大蔵省では、市内の国有地を一般競争入札により売り払います。

- ◆物件A 白石三丁目2368-9 (山大附属小学校グラウンド西側) 種目宅地、211.90㎡
- ◆物件B 三和町2160-4 (山口第二保育園ならび) 種目雑種地、531.11㎡
- 現地説明(午後1時30分から現地で開催) 物件A: 2月23日 物件B: 3月3日
- 一般競争入札(受付 午後1時30分から) 山口地方合同庁舎で開催 物件A: 3月8日 物件B: 3月16日
- ◆当日現金または銀行振出小切手(市内の金融機関を支払地とするもの)で入札金額の5%以上の入札保証金を納付する必要があります。
- ◆問い合わせ 中国財務局山口財務事務所管財第二課(☎22-2190)へ

募集コーナー

配管工の資格取得の講習会

市下水道部では、排水設備工事指定業者に配管工の資格者を2人以上置くように義務づけていますが、その資格取得のための講習会を実施します。

- 対象 新規に資格を取得される人・すでに登録され今回更新される人(更新されない人は登録が取り消されます)
- 講習日 3月18日(土)・21日(火)のどちらか
- 申し込み 2月22日から3月8日の間に市下水道管理課(☎22-4111内線2713)へ

市営住宅の入居者を募集

- 場所 折本二丁目
- 構造・間取り 耐火構造3階建・3DK
- 募集戸数 1種6戸・2種6戸
- 家賃 1種42,000円~42,400円、2種32,000円~32,400円(予定)
- 申込資格 条例で定める収入基準の人・市内に居住または勤務している人
- 申し込み 2月20日~3月3日の午前8時30分から午後5時15分の間に市建築課(☎22-4111内線2621)へ
- ◆くわしくは市建築課へお問い合わせください

ポリテクセンター山口の訓練生募集

- 科名 生産加工・OA事務・インテリア施工
- 募集人員 生産加工・インテリア施工各15人、OA事務40人
- 訓練期間 4月7日~9月29日
- 募集期間 2月24日まで
- 面接日時 3月15日午前9時から
- 授業料 無料
- ◆訓練終了者には就職をあっせんします。
- 問い合わせ 山口公共職業安定所(☎22-0043)・ポリテクセンター山口(山口職業能力開発促進センター/☎22-1948)へ

立体おひなさまづくり

- 日時 2月23日・24日、午後3時30分~5時
- 場所 市児童館(下堅小路254)
- 対象 小学1年生~3年生
- 募集人員 30人(先着順)
- 会費 500円
- 持参するもの 水彩用具(水入れ・筆・絵の具・タオル)・マジック・おりがみ・のり・はさみ
- 申し込み 2月16・17・20日に市児童館(☎28-8656)へ

児童福祉月間の標語・キャッチフレーズ

- 応募作品 すべての子どもたちが未来に夢と希望を持ち、すこやかに育成されることを内容としたもの(未発表作品に限ります)
- 応募資格 この運動に賛同される人
- 応募方法 はがきに標語(またはキャッチフレーズ)・住所・氏名・年齢・電話番号・性別・職業または学校名・学年を記入して県民生部児童家庭課児童環境班(滝町1-1/☎33-2744)へ
- 応募締め切り 3月7日(火)(当日消印有効)

おさかな料理講習会

- 日時 (水曜日コース) 3月1日・8日 (木曜日コース) 3月2日・9日 どちらも午前10時~午後1時
- 場所 山口ふるさと伝承総合センター
- 内容 魚を使った家庭料理
- 募集人員 各18人(先着順)
- 講師 藤井郁栄・和田クッキングスクール講師
- 受講料 2回分の材料費として800円程度
- 申し込み 2月16日から山口ふるさと伝承総合センター(☎28-3333)へ

杉の子学級生を募集

- 杉の子学級では、共働きや母子・父子家庭の児童を下校時から午後5時まで預かって生活指導しています。4月からの入級児を募集します。
- 場所 山口隣保館
- 対象 小学1年生~3年生
- 募集人員 若干名
- 育成料 月額1,500円(おやつ代)
- 申し込み 3月17日までに山口隣保館備え付けの申込書で同館(三和町3-1☎22-7055)へ

3月の不燃物収集日

1日(水)	嘉川
2日(木)	陶・鑄銭司
3日(金)	佐山
6日(月)	下金古曾・道祖町・木町・米屋町・松の木町・田町・一本松
7日(火)	名田島・秋穂二島
8日(水)	上堅小路・野田・大殿大路・今市・大市諸願・久保小路・新馬場・上古熊・天神通り・古熊・太刀洗
9日(木)	大内
10日(金)	西朝倉・西惣太夫・角下市
13日(月)	今道・大附・熊野・東滝・天花
14日(火)	平川
15日(水)	三和町・西滝・八幡馬場
16日(木)	小鯖・新橋・西門前
17日(金)	中市・仁保
20日(月)	上後河原(上・中・下) 清水・中讃井・荒高・泉町・竜王町・元町西
22日(水)	下後河原・中後河原・元町・西白石・西糸米・前町
23日(木)	吉敷
24日(金)	下堅上・東糸米・東白石
27日(月)	上・中・下道場門前・鰯石
28日(火)	宮野
29日(水)	中河原・今小路・新天街・新道・新町・新丁・早間田
30日(木)	大蔵
31日(金)	上金古曾・東惣太夫・東朝倉・朝倉中央

編集後記

▽新しい農業・農村のあり方を目指して、認定農業者制度がスタートしましたが、この制度が、沈滞気味な日本の農業にとって、明日を拓くエースとして大きく成長してくれることを期待したいものです。

▽阪神大震災の救援活動について、市を通してご支援いただいた以外にも多くの市民の皆様が医療活動や各種ボランティア、被災者の受け入れ、募金などの救済、支援活動を続けておられます。全市あげての暖かいご協力で感謝します。

市民無料法律相談

- 日時 2月22日(水) 午後1時半(1時受付開始)
 - 場所 白石公民館
 - 相談内容 日常生活での法律の問題に関すること
 - 相談員 弁護士
 - 問い合わせ 市広報広聴課市民相談室(☎22-4111)
- ※行政相談は、市民相談室、行政監察事務所(☎22-11590)で常時受け付けています。
- ※相談に際しては、詳しい書類(登記、契約書など)を持参してください。

健康コーナー

乳幼児特別クリニック

- 期日 3月6日(月)
- 受付時間 午後1時～2時
- 場所 山口環境保健所
- 対象 発育・発達について心配のある乳幼児
- 申し込み 山口環境保健所保健指導班(☎22-5111)へ(予約制)

心の健康相談

- 期日
- 一般精神保健相談 3月2日(木)
- 老人精神保健相談 3月9日(木)
- 受付時間 午後1時～2時
- 場所 山口環境保健所
- 申し込み 山口環境保健所精神保健班(☎22-5111)へ(予約制)

催し物とお知らせ

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧を、4月3日から24日まで、市課税課で行います。

- 縦覧できる人 本人または同居の親族、納税管理人、本人から委任を受けた人(委任状または委任通知書が必要)
- ◆縦覧される人は、自分の印鑑を持参してください。法人台帳の縦覧には、代表者印を押印した委任状または委任通知書と、縦覧される人の印鑑が必要です。

固定資産税等の納期

平成7年度の固定資産税・都市計画税の第1期分の納期は、税制改正が行われるため、基準年度と同様に5月16日から31日までになります。納税通知書は5月中旬に発送する予定です。

2期～4期(7・12・2月)の納期は従来どおりです。

くわしくは市課税課(☎22-4111 内線2262～2266・2272)へお問い合わせください。

秋吉台の山焼きの灰にご注意を

2月19日(日)の午前9時から秋吉台の山焼きが行われます。

灰が風に乗って市内へ飛んでくる可能性がありますので、屋内への吹き込みや洗濯物に注意してください。

確定申告(所得税・消費税)相談会

山口商工会議所では、小規模事業者を対象に確定申告の無料個別相談会を開催します。なお、2月23日は税理士記念日のため、中国税理士会山口支部が税に関するあらゆる相談に無料で応じます。(市役所市民ホール、陶・嘉川公民館、山口商工会議所で午前10時～午後4時)

相談日	時間	会場
2月17日	13:00～16:00	山口隣保館
2月23日	10:00～16:00	商工会議所
2月23日	10:00～16:00	嘉川公民館
2月23日	10:00～16:00	陶公民館
2月24日	10:00～16:00	仁保公民館
2月27日	10:00～16:00	名田島公民館
2月28日	13:00～16:00	陶隣保館
3月1日	9:30～16:00	商工会議所
3月2日	9:30～16:00	商工会議所
3月3日	9:30～16:00	商工会議所
3月3日	13:00～16:00	山口隣保館

- 用意するもの 平成5年分決算書・申告書控え、平成6年分決算書・申告書、各種証明書、そのほか決算に必要な書類
- 問い合わせ 山口商工会議所 中小企業相談所(☎25-2300)へ

暴力追放相談は

☎23-8930へ

(財)県暴力追放県民会議では、弁護士や専門の暴力追放相談委員をおいて相談に応じています。暴力団に関することならどんなことでも結構ですから電話をお寄せください。

コーラスへのお誘い

コーラスグループ「木犀(もくせい)」は結成9年目。市の花木キンモクセイのようにふくよかなハーモニーをという願いを込めて、歌の好きな仲間が集まり楽しんでいます。

- 練習曲 「みかんの花咲く丘」「昂」「麦わら帽子」など
- 練習日 毎月第1週から第3週までの水曜日
- 時間 午後1時～3時30分
- 場所 白石公民館
- 指導 小杉文子さん、ピアノ・小杉智子さん
- 連絡先 白石公民館(☎22-0381)、前島(☎28-0517)へ

自動車事故対策センターからのお知らせ

自動車事故で死亡、または重度の後遺障害になった人などにつきの制度があります。

- 交通遺児等育成資金(無利子)の貸し付け
 - ・対象 自動車事故で死亡、または重度の後遺障害になった人の子ども(0歳～中学卒業)
 - ・金額 一時金149,000円、毎月19,000円、入学支度金42,000円
 - ・返還 月賦等による20年以内の均等払い。進学の場合、在学中は返還を猶予。
- 重度後遺障害者介護料
 - ・対象 自動車事故で頭部・脊椎に損傷を受け、常時介護を必要とする重度後遺障害者
 - ・介護料 1日につき4,000円、自宅介護2,000円
- 問い合わせ 自動車事故対策センター山口支所(☎24-5419)へ

環境影響評価書の縦覧

山口県中部環境施設組合では、新清掃工場建設が環境に及ぼす影響についての予測調査を、平成5年度から進めていました。

- この度その結果がまとまったので、縦覧を行います。
- 期間 3月9日まで
- 場所 大内出張所・清掃工場・施設組合事務局(朝田岩富☎24-1667)
- 時間 午前8時30分～午後5時15分

浄化槽を設置しているみなさんへ

浄化槽は、年1回以上清掃して、中にたまった汚泥を取り除く必要があります。

取り除いた汚泥は、山口県中部環境施設組合のし尿処理場でし尿と一緒に処理されますが、特に3月はし尿の搬入が集中し、処理能力を超えることがあります。

浄化槽の清掃は、できるだけこの時期をはずして行うようお願いいたします。

市都市政策課からのお知らせ

県道山口宇部線(都市計画決定されている嘉川、朝田間)沿線の環境現地調査を行います。(平成8年2月頃まで)ご協力をよろしくお願いたします。

平川高倉荒神祭に市営バス臨時便を運行

二月二十八日(火)は「平川の荒神様」と呼ばれている平川高倉荒神祭の日です。

市営バスでは、湯田温泉、平川小学校前間に臨時バスを運行します。どうぞご利用ください。

◆運行時刻

(二十五分おきに運行)

- 湯田温泉バス停 午前八時四十分～午後一時
- 平川小学校前バス停 午前九時～午後一時三十分

文化財講演会

「山口県の庭園について」

市内の庭園を中心とした山口県の庭園の様式と、その作風に見られる歴史についての講演会です。

- 日時 二月二十五日(土) 午後一時三十分～三時
- 場所 大殿公民館
- 講師 県埋蔵文化財センター 1・西岡義貴氏
- 受講料 無料(当日参加自由)
- 問い合わせ 市教育委員会文化課内 山口の文化財を守る会 (☎20-4111)へ